

植民地朝鮮における日本の教育政策

教育行政学研究室 佐 野 通 夫

The Educational Policy of Japan in Colonial Korea

SANO Michio

From the point of view of "minority" in a society, we can see the nature of the society. It is the same in the education, especially modern education organized by the state.

This article reflects the institutional discrimination between Japanese and Korean in education through the transition of the courses for training common school teachers, and makes the aspect of the Japanese teachers in colonial Korea clear.

I はじめに

従来、教育研究は、国家、民族等を単位として行なわれてきた。しかしそのたために他地域、他民族との交流についての考察が軽んぜられたことはないだろうか。具体的に日本教育史研究の場合で考えてみよう。

他民族との交流のうちでも、受けたものと与えたものとではその扱いが違う。例えば古代における朝鮮、中国からの文物の輸入、新しくは占領期教育改革等、他との交わりがその域内における変化の要因となったものに関しては、それを語ることを欠くことはない。しかしその反面、自らが他に影響を及ぼしたことについては、どれだけ反省的でありえただろうか。例えば植民地支配という関係にあった日本と朝鮮の場合である。日本教育史研究と朝鮮教育史研究は全く別個に行なわれており、それには相応の根拠も存在はする。しかし両者で扱いは違う。植民地とされていた側、ここでいえば朝鮮の歴史が記述される場合には、その抵抗運動に主眼が置かれるなり、植民地支配の虚構性が言われるなりという形であっても、とにかく何らかの形で植民地支配の存在は語られている。それに反してその植民地支配を行なった側、日本の歴史を語る場合には、その植民地支配を行なったことに対する言及がないままに、その歴史が記述されることが少なくない。このような歴史のとらえ方は、その対象を地域、民族に限定する場合であっても、正当なものとなりうるであろうか。植民地支配に関しては、次の諸

点を考えてみても、植民地支配を行なった側において植民地支配を記述することの重要性がわかるであろう。

i 植民地支配を押し進めた政策決定過程には、それを進めた為政者におけるそれなりの必然性があるはずである。そこには国内外における全ての情勢が反映し、その全ての政治、経済、社会活動によって植民地支配は成立したと言えよう。そうであれば、植民地支配という結果をもたらした当時の日本の情況、その歴史を語るときに、その結果を抜きに語ることはできないはずである。このことは教育の分野についても妥当することであろう。

ii 植民地の存在は、その必然としてその植民地人民の植民本国への流入、移入を生んでいる。研究を地域的に限定する場合でも植民地をもっている以上、他民族との関わりを無視することはできない。具体的に日本の場合で言えば、在日朝鮮人・台湾人の存在であり、彼らがどのように処遇されたかという問題である。

多くの日本教育史研究、特にその教育政策としての研究は、その国民の大多数を対象とする教育政策・制度にその意味、特質を求めようとした。そのため植民地におけるその政策への言及だけでなく、国内における問題であっても在日朝鮮人・台湾人の教育、アイヌの教育など、その社会に存在する多くの「少数者」の問題を切り捨ててきた。しかし、このような「周辺」からこそ、近代における「教育」の形態である、国家によって組織される「教育」の本質は明らかにされ得ると考えられる。

私はそのような、これまでの教育研究が欠落させてき

たもの一つとして、日本の旧植民地、特に朝鮮における「教育」を取り上げてみる。方法としては、植民地朝鮮の「教育」の場における日本人と朝鮮人の制度的差別と、そこにおける日本人教員の姿を明らかにしていく。このことは、植民地という形で日本の「教育」が「地域的」な拡張をしていること、そこにおける「教育制度」は朝鮮教育史の中で位置付けられるものではなく、あくまで日本人にとっての問題としてとらえられるべきものであること、その意味で植民地朝鮮における「日本教育史」を見なければ「日本教育史」は完結しないことを示してくれる。

特に本論文では、初等教員養成政策を軸に考えてみる。当時の教員養成制度は、官費養成による就職義務が伴っており、一種の教員雇傭政策的側面をもあわせもっていた。そのため、そこに日本の「支配」の「浸透」とその形態を明らかに見ることができる。また、その教員雇傭の形態を通して、初等教育のあり方も観察することができる。尚、師範学校は制度の建前としては日本人・朝鮮人を共に受け入れる学校となっていたながら、その実体は差別的に構成されていた。このことも、植民地における「教育制度」の本質を明らかに示すであろう。

教員養成制度を探ることのもう一つの意味として次のことを挙げることができる。今までの研究では教員に関しては、その数などが知らされるだけで、その質とも言うべき、その出身であるとか、養成であるとかについては、まだ充分に明らかにされているとは言えない。そこで教員養成制度を明らかにしていくことが、その姿に接近する一つの手がかりともなり、同じ制度を経ながらも大きく違っている日本人教員と朝鮮人教員の姿を見ることは、我々に植民地朝鮮における日本の教育制度が、日本の問題としてとらえられねばならないことを明らかにしてくれる。

Ⅱ 教育制度にみる日本人・朝鮮人の差別的処遇

本章においては、植民地朝鮮における日本の教育を、教育制度と政治、経済、社会の変遷を中心に時期区分し、その中の日本人と朝鮮人の位置を明らかにする。時期区分に関しては教員養成制度にのみ着目すれば、必ずと別の区分もありうるが、教育政策全般の中でとらえ返した方がより位置付けやすいと考えた。各節の最初に各時期の特長を概観するので、各区分の意味はそこに譲る。

A 1894年（甲午改革）～1910年（日韓「併合」）

この期は、いわゆる日韓「併合」以前であり、本来「日本教育史」として観察することは不適なことである。しかし、その後の準備過程として明らかに日本政府の意思が働いており、かつ1905年以降に至っては、完全に「併合」後の施策に連続する政策を見ることができる。また植民地学務官僚の意識においてもこの時期は連續したものとしてとらえられている¹⁾。

近代における日本と朝鮮の関係は、遅くとも1870年代から見ていかねばならないが、ここでは近代的学校法令等が出される1895年前後から見ていく。ただし「大日本國大朝鮮國修好条規」が調印された翌1877年には、既に釜山に日本人小学校が開設されていること、それによって1927年には釜山府及び釜山教育会によって『釜山教育五十年史』なるものが出来ていることは、覚えておくべきであろう。

1894年、金弘集政権による「甲午改革」がなされた。これは一面、封建的制約を取り除く「近代化」であったが、あくまでも日本の資本の利益のためのもの以外にはなり得なかった。続く1895年に「漢城師範学校官制」「同校規則」「小学校令」「小学校教則大綱」等、一連の近代学校法制が出されている。しかし、このとき、庶政の改革に既に日本人顧問が関与し²⁾、例えば「漢城師範学校規則」においてその「教育の要旨」として示されているところ（第13条）を見れば、當時日本で通用していた1892年文部省令第8号「尋常師範学校ノ学科及其程度改正ノ事」による尋常師範学校の教育の要旨との類似を見てとることができる^{3a)}。

1905年、日韓協約により日本の介入は制度的にも確立され、学部には幣原担が参与官として参画した。「統監府」の設置された1906年、学校制度も改編された。この時点から普通学校（小学校を改称）の教科に日本語が加えられ、地理、歴史において「隣邦」が強調される等、日本への隸属の意識化がはかられている。一方、教育年限の短縮に見られる愚民化など「併合」後、朝鮮で行なわれた日本の植民地支配の前提となるようなものが、すべてこの過程でできている⁴⁾と言われている言葉が、教育に関しても妥当している。

師範学校をめぐる法令をとり上げてみれば、先きの「漢城師範学校規則」に代わる「師範学校規則」において、その「教育の要旨」（第4条）に新たに4項が追加され、日本の1892年尋常師範学校の教育の要旨と完全に一致してしまったこと、「尊王愛国」の語が「尊君愛國」に変わっている点など^{3b)}に、日本の意図と、その法令整備の過程が見てとれる。

また、「教育」の実質的担当者という側面から見ると

き、各普通学校には朝鮮語も知らない日本人が「教監」として派遣され、事実上の校長として朝鮮人教員の上に力をふるっていた。当時の言葉で言うところの「高等程度諸学校」すなわち成均館、法学校、漢城師範・高等・外国语・高等女学校、平壤高等学校等の教員構成を見てみれば、1908年日本人32人、朝鮮人61人、1909年42人対74人、1910年48人対71人と日本人教員が3分の1を占める割合であった⁵⁾。

しかし、このように制度の制定に際し、日本が力をふるい、その意図を実現したといっても、未だそれは表層に止まるとも言いうるものであった。1910年時点では普通学校数は、官立1公立59私立（補助指定私立学校：政府より日本人教員1人と朝鮮人教員1人若しくは2人を派遣）41計101校、その生徒数で官公立合わせて1万2732人、私立に4214人あり、その中には当局者が「所謂模範教育の範囲に入らなかった」という「乙種公立普通学校」も含まれている^{6a)}。それに反し、学部の設立認可済私立各種学校は2100余校、生徒数8万余^{6b)}、伝統的教育機関である書堂に至っては1911年で1万6540、生徒数で14万1604人⁷⁾と、普通学校など比較の対象ではなかった。民衆の間では「子供を普通学校に入れると男の子は卒業後内地に連れて行って兵隊にして鉄砲の玉除けにするのだ。女子は内地に連れて行ってカルボに売るのだ」という言葉が囁かれて、入学勧誘も困難であった⁸⁾。

B 1910年～1919年（三・一運動）

この期は、政治、経済的「支配」のためのむきだしの暴力支配の時期である。朝鮮人は政策的外形の上でも統治の対象としてのみみられ、この後の時期のような形式的な同一視もなされ得なかった。「教育」の特徴は、「併合」前に引き続く短い教育年限の「愚民化」に端的にあらわれ、朝鮮人教員も補助として認められなかつた。

植民地人の養成としての総督府の「教育」方針は、自立を希求する朝鮮人の姿を「徒に空理を談し」ととらえ、この地に設定されるべき「教育」の目的を「實に就き……勤儉の美風を涵養する」とする、「併合」の公表された1910年8月29日の統監寺内正毅の諭告に明らかに示されている。その「愚民化」とも言える「教育」制度の枠組みは既に完成されていた。そのため、すぐには植民地教育制度を宣言することなく、「朝鮮ニ於ケル朝鮮人ノ教育ハ本令ニ依ル」（第1条）という「朝鮮教育令」は翌1911年8月23日になってから公布された。

この時点における日本人・朝鮮人の「教育」の目的の違いは制度としても明らかであった。普通学校4年、高

等普通学校4年という短い教育年限は、せいぜい社会において日本人の下で日本語を話す朝鮮人を養成しようとするものであった。そのことは師範学校を認めず、日本人と同じ資格をもつ教員とはしないことにも現われていた。

片や、日本人の補助としての地位には朝鮮人を必要としていた。普通学校教員でいえば、日本人の校長の下に、朝鮮人教員を配置するという構成である。それがために、高等普通学校、女子高等普通学校に、師範科、教員速成科を設け、本科卒業後、一ヶ年の師範科を経て、訓導とし、あるいは本科二学年修了後、教員速成科を経て、副訓導とすることとしていた。高等普通学校は、1912年において328校の公立普通学校に対し、わずか2校しかなく⁹⁾、高等普通学校を経由するという経済的負担を前提とし、かつ経済的条件を通じて日本の「支配」への従順さを見るという形で選別がなされたことがうかがわれる。また、初期の官立高等普通学校の生徒は、旧韓末の高等学校の生徒を承継していたためか、1914年までは、師範科も設置せず、それまでは朝鮮人は訓導となることも認めず、副訓導にとどめる方針であったことが感じられる。

なお、この他に「廃止せられた旧官立漢城師範学校の事業及び生徒を承継した」¹⁰⁾ものとして、「京城高等普通学校附設臨時教員養成所」があった。3ヶ年であることから資格はやはり副訓導とされたものと思われる。この養成所は1913年には、日本人中学校卒業者をも受け入れ、普通学校の日本人教員も合わせ養成するようになり、後の京成師範学校第二部（普通学校教員養成）の基ともなる。日本人の場合は、中学校卒業後一年間の教育であったので、資格としては訓導となり、養成所卒業後1～2年で校長として、朝鮮人教員の上に立つようになっていた。

また、朝鮮内における日本人教育に関しては、早くも1911年に「朝鮮総督府中学校附属臨時小学校教員養成所」が設置されている。これは1921年、「朝鮮総督府師範学校」となり、翌1922年には、「(第二次)朝鮮教育令」の公布とともに京成師範学校第一部（小学校教員養成）となっていく。朝鮮において朝鮮人の教育より、日本人の教育が優先する課題として考えられていることは、これまた「植民地」の「教育」の一つの特徴といえよう。

C 1919年～1931年（「満州事変」）

朝鮮人の抵抗運動が三・一運動という一つの全国的なうねりとして表われ、この抵抗に出会った日本の朝鮮支配者がいわゆる「文化政治」という言葉を持ち出し、制

度の若干の手直しをなした時期である。教育の側面では日本人朝鮮人生徒の学校体系の形式的同一化がなされた。その形式性と、極一部の者のみが同一化の対象となったことを明らかにしてくれるのが師範学校教育である。そこでは法令上の建前と、現実の学校の建て方が明らかに異なっていた。

「文化政治」に伴う手直しは、その名目を変えながら実体を変えなかったものが大部分であり、また他方では経済の植民地的編成が進み、日本の「支配」がある範囲で確立しつつある中で、なおそれなりの地位を保っている朝鮮人を用いようとするものでもあった。前者の例として、1920年の普通学校の6年制への延長がある。実際に延長された学校は全体の3分の1程度であり¹¹⁾、制度の上からも4年卒業で高等普通学校へ進学することになっていた。後者の例として、「朝鮮人訓導を以て、公立普通学校長に任用するの途を啓」いたとされる1919年10月の官制改革がある¹²⁾。

これらの手直しを総合するものとして、1922年、「(第二次)朝鮮教育令」が公布され、師範学校が設けられた。「教育令」には尋常小学校又は修業年限6年の普通学校(普通学校は4年に短縮され得、大多数は4年制であった)卒業で入学し、男子6年(普通科5年、演習科1年)、女子5年(普通科4年、演習科1年)の課程が師範学校の本体として記され、その他、修業年限2年の高等小学校(普通学校高等科)卒業後、修業年限2年または3年の特科が定められていた。総督府の当局者は、日本内の教育制度と異なる師範学校を設けたことに対する弁明から

か、その尋常小学校卒業後6ヶ年(女子5ヶ年)としたことを、「其の入学資格を原則として高等小学校卒業程度とする時は、国語を常用せざる者に於て当分資格を得難いので」このようにし「以て完全なる初等教育者を養成せんことを期した」¹³⁾と言っている。

しかし6年の師範学校として設置されたのは京城師範学校一校だけであった。そしてこの京城師範学校は先に述べたその成り立ちからも、その構成からも、日本人の、それも日本人教育の教員養成が中心であった。朝鮮人を収容する師範学校としては、「教育令」の上では、高等小学校卒業を入学資格とする特科師範学校のみを作り、実質は普通学校6年卒業で受け入れていた¹⁴⁾。師範学校体制の資格に差をつけた教員の養成という性格が第一に現われている。

普通科及び演習科の課程と特科の課程を、その教育内容において比較してみると、第1表のようになっている。普通科というのは、英語が週に1時間ずつ少ないだけで、あとは高等普通学校、中学校とだいたい同じ課程をもっている。そもそも、演習科は日本国内の師範学校第二部と同じく、中等学校卒業者を受け入れるところに特色を持ち、普通科は、その予科のようなものであったと言える。

朝鮮人の学校である普通学校の教員養成課程である第二部と、日本人小学校の教員養成課程である第一部との内容上の違いは、週に1時間ずつの朝鮮語の時間の違いでしかない。それに対し、普通科及び演習科と、特科の内容の違いの方が大きく、特科においては、国語、図画、

第1表 師範学校各科卒業までの延時間数(1922年)

	修 身 育	教	國* 語 及 漢文	朝 鮮 語 及 文	英 語	歴 史 理	數 學	博 物 理 及 化 學	圖 手 工	實 業	音 樂	體 操	法 制 及 經 濟	農 業 又 は 商 業	計
普通科及び演習科	7	13	35	12 (19)	24	17	23	21	8	5	7	18	2	2	195 (202)
特 科 (3年制)	5 7	7 35	19 6 (9) 12 (16)	— —	10 18	9 16	11 15	9 —	— 8	6 8	9 15	— —	6 6	98 (101) 150 (153)	
特 科 (2年制)	4 6	5 32	16 4 (6) 10 (12)	— —	7 15	6 14	8 12	6 —	— 6	4 6	6 12	— —	4 4	70 (72) 122 (124)	

注:数字は、各科目の学年ごとの毎週教授時間数を合計したもの、かっこ内は第二部の時間、特科下欄は特科においては普通学校の高等科を修了していることが一応の建前であるので、高等科における教授時間数をも加えたもの(高等科における算術、唱歌等は、各々、数学、音楽等に加えてある)。

* 特科においては「理科」「国語」

第2表 師範学校各科卒業までの延時間数（1929年）

	修身	教育	国語及漢文	朝漢鮮語及文	英語	歴史地理	数学	博物理及化学	職業	図画	音楽	体操	法制及経済	計
普通科及び演習科	7 [-2]	11 [-2]	35	9 (16) [-3]	15 [-9]	15 [-2]	23	21	15 [+8] [-3]	11 [+3]	7	18	2	199 (206)
尋常科	10	11	32	15 (20)	—	15	15	14	15	13	8	15	—	163 (168)

注：丸かっこ内は第二部、角かっこ内は1922年当時との増減、「職業」は「実業」及び「農業又は商業」の和との比較。 * 特科にあっては「国語」「理科」

手工、農業又は商業に重点がおかれていることが見てとれる。教員養成課程は、その朝鮮人教育の教員を養成するのか、日本人教育の教員を養成するのかという観点より、その教員になろうとする師範学校の生徒が朝鮮人であるか日本人であるかによって差別する二本立ての体制となっていた。

特科は、「教育令」の上では、1929年に廃止され、尋常科に代わられた。尋常科は、尋常小学校卒業程度の者を入学させ、修業年限を5年（女子4年）としたものである。片や普通科及び演習科という課程は残され、やはり設置されたのは、今までと変わることなく、京城師範学校一校のみであった。わざわざ1年の差を設けて朝鮮人により低い資格を与えようとした意図は明らかである。ましてや、この際に、尋常科のみを置く師範学校にも、第二部（普通学校教員養成）演習科を置くことができることとなった。教員、施設の不足のために1年短い課程が作られたのではなく、日本人と朝鮮人を差別するために二本立ての教員養成としたことは明らかである。

この第二部演習科は、日本人中等学校卒業者、特に実業学校卒業者を朝鮮において初等教育教員として用いようとするためのものであった。当時の学務局長松浦鎮次郎は、「普通学校に於て職業科の実績を挙げ、以て特に勤労を好愛するの精神を涵養するの必要上、之が教師としての適任者を教養する為、実業学教卒業者を収容する演習科をも設くるの要切実なるものある」と語っている¹⁵⁾。

また、尋常科の課程の内容を普通科及び演習科の課程と比較すれば第2表の通りである。ここでもやはり重点が置かれているのは、修身、歴史地理、職業、図画、手工、音楽といった科目である。

D. 1931年～1938年（第三次）朝鮮教育令】

この時期は大陸進攻の一大拠点という当時の日本にとって朝鮮が持っていた意味が、いわゆる「満州事変」を契機に強められ、産業、経済の植民地的編成が強められた時期である。「教育」の分野では簡易学校に象徴されるように浸透させることが中心課題であった。そのため師範学校が増設され、様々な形で日本人教員も求められている。しかし日中戦争に伴い日本人教員の確保は困難となり、朝鮮人教員の比率が増加してゆく。

1934年開設の簡易学校は、わずか2年間で日本語と農業を教え込もうというもので、まさにそれまで日本が朝鮮の「教育」に対し求めていたものを直截に表現したものといえよう。農業の強調は、普通学校においても一大眼目であった。1932年からの「農村振興運動」の中では、普通学校における「卒業生指導」に運動のない手を作る役割が期待されていた¹⁶⁾。

このような中で、教員養成制度自体は、1933年に、日本国内の師範学校第二部が2年になった（1931年）ことに対応して、演習科が2年になったこと以外、大きな変動はない。しかし、その政策としては、その「教育」浸透政策に対応して、師範学校の増設が企図され、また同時に、日本国内の「甲種農業学校卒業生」を農村初等学校教員として用いようとする意図の表われた時期であった¹⁷⁾。特に、簡易学校は一校一教員であったので、日本人教員を多く配置したいとの総督府の意思があった¹⁸⁾。

そのことは簡易学校の形態、位置にもあらわれている。朝鮮における日本人小学校の場合には、いかに小規模であっても分校制はとられていない。それはその小規模校には一人前の教員がいるはずであり、本校長の指導により利益を受くる者では困る。また本校長にとっても出張し監督することは不利益であるとの理由であった¹⁹⁾。これに対し、「本教育施設は普通学校其他の教育機関とは全然其の体系を異にする」（1934年、政務総監通牒）という簡易学校は、既設公立普通学校に附設され、附設

学校長の指導監督の下に置かれていた。すなわち日本人校長によって朝鮮人教員を統制しようとするものであった。

この時期、日中戦争に伴い日本人教員の確保は困難であり、またそもそも簡易学校は普通学校の建設困難な地に建てられているというその性格からして日本人教員を充当していくことは困難であった。大野謙一「簡易学校の増設方針」には、「教員の供給が尽き」440校の増設計画が220校にしかならず、「教員は将来内鮮人半々の割で分布せしめたいが現在の所三分の二が朝鮮人である」と書かれている。実際には、この記事が書かれた1935年の5月末時点で、職員数にして日本人109人に対して朝鮮人514人である。日本人職員数は1938年度以降160人台に停まり、以後の学校数の増加は朝鮮人職員数の伸びによることになる。1941年時点では、日本人169人に対し朝鮮人1613人という比率である²⁰⁾。異民族支配という植民地教育制度はその内部に大きな矛盾をはらんだとも言える。総督府は彼ら朝鮮人教員を力によって押さえ込めると考えたのであろうか。1934年6月の今井田政務総監の道学務課長及視学官会同における訓示に、次の第一節が見える。

「昨秋来数道に亘り初等学校教員又は書堂教師等にして共産主義に感溺し、学校の内外に於て不穏なる運動を試み、純真なる児童の将来を蠹毒して刑辟に触れ、教権の神聖を汚すが如き者を相当多数出しましたことは、誠に遺憾とする所であります。」²¹⁾

E 1938年～1945年（解放）

この時期は、「陸軍特別志願兵制度」と対にして「(第三次)朝鮮教育令」が出されるなど、日本国家が朝鮮人をも一臣民として、一兵卒として、使い捨てようとした戦時体制期である。日本人教員の確保は困難であり、かつその中で朝鮮に渡ってきた教員は、支配者と同じく朝鮮を搾取の対象と見ていた。

「(第三次)朝鮮教育令」は、学校名称を小学校、中学校、高等女学校に統一し、これによって「教授上の要旨、教科目、教科課程等に関しては朝鮮語以外のものは内鮮人全く同一と」なったと主張されている²²⁾。しかし、その制度として、変わったものは名称だけで何ら新たな施策というものはなかった。4年制の「小学校」も、簡易学校も存在している。日朝生徒の「別学」、日本人朝鮮人別の学校の設立主体、経費負担まで変わることはなかった。

ここでは制度よりイデオロギーの転換により大きな意味があろう。この「教育」改革は、「陸軍特別志願兵制度」と対にして出されており、この「志願兵制度」は

『施政三十年史』などでは「教育」の項に収められている。この「教育」の性格を最もよく示しているのは、「教育令」の公布と共に出された総督南次郎の諭告である。その中では「国体明徴、内鮮一体、忍苦鍛錬」が「三大教育方針」として強調されている²³⁾。この「教育方針」と加えて「銃後の守」としての女子の姿の強調などが、各教科教授内容、「生徒教養、要旨」などにあらわれている。

しかし、この制度を担う教員の充足は、召集による日本人教員の激減等により、困難を極めた。簡易に教員を養成する「特設講習科」の設置、「教員試験」の施行、日本内よりの教員の「招聘補充」などが言われ²⁴⁾、『帝国教育』に「朝鮮に於ける小学校教員の募集」という記事が出たりしている（1940年11月）。この時期、日本国内の教員にとって朝鮮はせいぜい「内地」に対応する「外地」にしかすぎず、個人的な意味でかせげるところという認識しかなかったのではないだろうか。文部省当局者も、朝鮮、台湾その他の教員が、「眞に國家の必要とする人物が、国家目的達成上重点的に配置されてゐない」と問題視し、銳意の方法を改めたりなどしている²⁵⁾。

III 差別の中での教員像

II. で述べたような「差別」の中で育った教員、あるいは日本から乗り込んでいった教員たちは、その“朝鮮における”「教育」とどのように切り結んでいったといえるだろうか。

その伝えられる姿を見、また、朝鮮教育会の『文教の朝鮮』誌等を見、その日本人教員の姿を見る限りにおいて、そこには“朝鮮における”「教育」であるということを何ら見ることができない。彼らはその地の生活から離れ、朝鮮の地を日本の地とする虚構の上に「教育」をなしている。彼らの活動は、日本の地において日本人の生徒を対象とした場合も変わることはなかっただろう。彼らがその地から離れていることを端的に示すことは、彼らがその地の言葉、すなわち朝鮮語すら知らないことである。

彼らに「教育」の上では朝鮮にいるという意識がなかったのに対して「教育」から離れた生活においては彼らが“朝鮮にいる”こと、すなわち「植民地」にいる「植民者」であることは、よく現われていた。

彼らの植民地特権を利用した経済的収奪の姿は、三・一運動等、朝鮮人の運動に出会う際、朝鮮人を恐れるその姿に、裏返した形でよくあらわれている²⁶⁾。ここでは、直接教育の場でのすなわち学校における学生達の指

弾の中から、その姿を見てみたい。

金学鉉訳『抗日韓国学生運動史』(高麗書林、1974)に、朝鮮総督府警務局『朝鮮に於ける同盟休校の考察』(1929年3月)が付せられている。1921年から1928年の学生運動の動向を治安当局の側の把え方からではあるが、比較的よく知ることのできる資料である。その四は、「同盟休校の原因、種別」となっており、その筆頭に掲げられているのは、「教員排斥に関する同盟休校」である。同資料によれば、1921年より1928年までの同盟休校の件数は404件、そのうち、「教員排斥に関する同盟休校は〔大正十年から〕昭和二年(三年か)迄の累計が354件」となっている(角カッコは同書、丸カッコは佐野)。排斥の理由は「人格及素行言行に対する排斥」が105件、「教授法に関する排斥」が100件と類別されている。具体的には以下のようのことである(同書、pp. 236-244)。

- 校長、教員が職権を濫用し、私的行為にまで干渉。
- 生徒に対しはなはだ苛酷である。
- 「腐った民族」「野蛮人種なり」と罵倒。
- 女性徒との関係で問題を起こした。

学生たちの主張を、同資料に引用されている1927年7月の公立咸興高等普通学校生徒の同盟休校に際しての陳情書を見てみよう。この陳情書は、個々の教員の姿を示していると共に、学生たちが朝鮮における「教育」の構造をよくつかんでいることを示している。

陳 情 書

教育者と云ふ金儲業を我が咸興高等普通学校の教諭としたことは、教育の目的に反したことである。総督府学務局自身が、日本の失業者の失業防止の手段として、我が朝鮮の窮乏せる経済より多大の金額を徴収して以て朝鮮人子弟の教育の名の下に建てたかの如くも思はれ、又最も良き忠犬を作るを目的として所謂殖民教育を施すかの如くも見える。何故ならば、別項我等が排斥する四教諭は勿論の事、教諭中一人残らず我等に学問をさせるとのことではなく、教壇に立ちて日本の優越を語り、朝鮮人の必然的滅亡を説き、我等に奴隸根性を注入せんとする^(マ)現代教育の特權階級の専有機関である事は勿論だが、斯る事は殖民地に対する虐政を以て合理化し、瞞着せんとするものであると思はれる。

我等は斯る教育は教育とは思はない。斯る教育は政治的圧迫と經濟的搾取を恣にする。他の方に於て精神的に圧迫することではないか。吾等一方は知識慾に飢えたものである。我等は父母に多大なる犠牲を払はせて学海に出帆したが、第一歩なる我が高普に於て希

望は絶望と变成了。

我等が要求し、又然らずではならざる教育其のものではなく、謂はゞ非教育的であり、我等の頭を鈍らす事を悟った。要するに学校は要塞地であり、先生は憲兵であり、密偵である。かの如く我等に恐怖心を起させても、学問がしたいばかりの我等は、畏れへ陥るに入るかの如き心持で毎日登校をしなくてはならぬのである。(中略)

我等が只今同盟休学を以て学校長に要求する具体的条件は左の如し。(中略)

二 中学程度の教育者たる資格なきものを本校より早速逐放する事

(1) 山根教諭

生徒の納得如何を問はず、勝手横暴の目茶苦茶喋なり

(2) 宮崎教諭

果樹園を本業とし、教授に誠意なし

(3) 岡本、小笠原両教諭

教へることより、生徒を侮辱するを以て享樂とする(以下略)

この他に、日本人教員が、直接植民地経済の中に、地主、高利貸としてくみし、また、入学の際には、「コミュニケーション」を取り、卒業の際には、就職の「ブローカー」として儲けている姿が、『新興教育』によつた、極少数の日本人教員によつても、伝えられている²⁷⁾。そもそも、このような副業による収益を目指さなくても、学生達が指摘するように朝鮮において日本人が教員であること自体に、経済的利益は伴っていた。Ⅱ. で見てきた差別的教員養成による、その教員資格の違いに伴う待遇の差に加えて、在勤加俸、恩給退隠料の関係に於ける加算年の特典があった。これらは朝鮮人の授業料、そして「学校費」「税金」からまかなわれていた。その経済的負担は、朝鮮人の就学をますます困難にした。日本人教員を減らし、その負担を減ぜよとの声は、30年代初頭までの朝鮮語紙誌に見ることができる²⁸⁾。

在勤加俸は、すでに、統監府の置かれた1906年に勅令「満韓在勤文官加俸令」として定められ、「併合」と共に、「朝鮮台灣満州及樺太在勤文官加俸令」と改められている。その具体的割合は1913年3月の府令の場合では、高等官及高等官待遇 本俸十分ノ四 判任官及判任官待遇 本俸十分ノ六、等と定められていた。

恩給退隠料に関しても、すでに1907年に法律第48号として定められており、三ヶ年以上引続き在職した者には官吏恩給法及官吏遺族扶助料法の在官年数計算に於て在

職一ヶ月に対し半ヶ月を加算する等、「台湾」に関する規定を準用する仕組みであった。

これらの経済上の特権的地位は、日本国内からの教員の移入に際しての大きな要因となった。唐澤富太郎『教師の歴史』(創文社、1955)に引用されている和歌山師範学校1920年卒業生寺内光義の手記「或る卒業生の歩んだ道」に次のようなことが記されている。

——卒業して3年、月俸は45円。当時の大工や左官の10日分にも足りない。友人も次々に退職している。その中に「大阪へ朝鮮へと出向者がつづいた。」(p. 153)——

植民地朝鮮における日本人教員は、その初期にあっては、その全てが、そして、1940年に至っても、その半数以上は日本からの流入教員であるという性格をも持っていた²⁹⁾。それは、朝鮮内における教員養成の内、日本人のそれは、日本国内の制度に準拠し、互に、通用するようになっていたという政策にもよっていた。

このように、自らは、日本国内、あるいはそれに準ずる環境の中で育ち、そして、その地に生きる人々とは、全く異なった経済的地位にいた彼ら日本人教員であるので、この章の最初に述べたように、その“朝鮮における”「教育」であるという意識はほとんど見ることができない。

例えば、自らその位置に自己を置いてみればすぐわかるであろう日本語による教授の不当性についてみてみよう。朝鮮人の側からは、あらゆる機会に、可能な形で、その教授用語の問題、ないしは教育内容の問題が訴えられている³⁰⁾。現場にあっては外国語である日本語で教授することが無理を伴うことは当然であり、そのため日本人教員も様々な形で苦心しつつ日本語を教え込もうとしたことは、小沢有作が早くから紹介している³¹⁾。しかし、彼ら日本人教員はそれをどのような感性を持ってとらえたであろうか。『文教の朝鮮』第84号(1932. 8)に「小さき大努力」^(ボハシ)浦項 砂田生という次のようななかこみ記事がある(p. 81)。

「四つに二つを足すといいくらですか」

「七つ」

「ちがひます」

「六つ」

「そうです」

普通学校一年生の算術の時間。まだ入学して漸く三週間なのに、この国語での教授。あの子供にそれが解るのであるから、先生の努力もだが、小さい子供の努力の真剣さには涙の出る程敬させられる。

^(~) 鮮語が碌々判らない私自身を顧みて……。

そもそも、日本人教員のどれだけに朝鮮語に通じ、あるいは習おうとする姿勢があつただろうか。日本人教員が朝鮮語を知らないことは、反面では総督府に朝鮮人学生の取締りの上に不利益をもたらした。そのために、総督府は訓令を出し、考科の参考にするとの触れ込みで「内地人教員朝鮮語試験規則」を定めざるを得なかった(1918年)。このことからも、日本人教員と朝鮮語の関係は推測しうる。1921年には「朝鮮総督府及所属官署職員朝鮮語奨励規定」が出され手当が支給されている³²⁾。1930年代のこととしては、手当ではないが次のようなことが見られる。1933年5月の『文教の朝鮮』第93号に「昭和八年一月施行教員試験答案所見並試験問題」という記事が出ている。その日本人に対し課された朝鮮語科は実に平易な問題である。「所見」によると、日本人に朝鮮語科を正式に課したのは今回が初めてであるので普通学校一、二、三学年の読本から材料を選出したが、甚だ不成績に終わったとのことである³³⁾。

日本人と朝鮮との関わりを、『朝鮮彙報』1915年8月号学事欄に掲載されている「内地人若くは朝鮮人の風俗習慣が児童の教育上に及ぼせる影響」という記事における日本人の朝鮮文化観としても見てみよう。この記事は「朝鮮に於ては風俗習慣を異にせる内地人及び朝鮮人が雜居せるを以て、自然に相互影響すべきは当然の数なり。従って児童の教育上にも相互影響を及ぼすべきことも亦自然の理なり。されば苟くも教育に従事する者は、内地人たると朝鮮人たるとを問はず、常に比の点に思を致し、仔細に考察して、努めて悪影響を介除し、善良なる影響を誘致せんことを要す」という趣旨の下に、咸鏡北道において道内小学校長及び普通学校長に調査報告させたものをまとめたものである。その風俗習慣の違いを認め、また朝鮮人の「良風俗」等にも着眼している点には、この記事の特色を見ることができるものの、やはり基本的に日朝の文化、風俗の違いを認め、相手のそれを尊重する態度や、その生活をその置かれた歴史的条件や、経済情勢から見る姿勢には欠けている³⁴⁾。

以後、1922年3月の『朝鮮』第85号の「今昔の感」にも、生徒の生活に対して、その生活習慣無視の視点に立っての言葉が見られる。そもそも、雑誌『朝鮮』『文教の朝鮮』等に、日本人が朝鮮をどう見、どう理解するかと言った記事は極少ない。朝鮮教育会の雑誌『文教の朝鮮』において、その記事の傾向が『帝国教育』等と変わることろがないということに、日本人教員が他民族を「教育」しているという意識がなかった、あるいは意識に出すことができなかつたことを見てとることができよう。

このような日本人教員の姿とは対照的に、朝鮮人教員

のうちには、『文教の朝鮮』誌などにおいても、目覚ましい発言をしている者がいる。例えば同誌第103号（1934. 3）に平南、孟山東倉公立普通学校の金庚麟^{(ビヨンナム) (キンサンドンチヤン)}が「山間の学校だより」という記事を書いている。山間の学校、都会の学校という対比を用いて、朝鮮人の生活がいかに苦しめられているかを描ききっている。生徒の家に「机も、たんすもありません、ランプのない家もあります。又夜具のないのには驚きました」とあっても、決して日本人がよく言う「遅れた朝鮮」なぞという像はもたず、「この家庭で、本を読み、字を書いて、然もさう成績の悪くない彼等の頭を驚くと共に、無理に宿題をすゝめておった私の後悔が胸に迫って来ました」と朝鮮の置かれている状況を見すえている。日本人にあっては、「衣服に関しては脂垢にて著しく不潔になれる著物を著用するもの多きこと」（先の調査記事）なぞと、外観の記述だけで済ませていることに対しても、その背景にある経済状況を見つめている。この文の副題は、「都会地の子達よ心静かに読み給へ」と付けられている。都会地の子達とは「余りの安楽に体が弱くなり、頭が鈍くなつて居ります」と書かれており、都会地で日本人を、山間で苦しめられる朝鮮人を描いたのではないかと思うと、胸を打つものがある。

「当時師範学校に入学した者はほとんど例外なく経済的に貧困な層の子弟であつて、非常にぬきんでた頭脳の所有者であった。それで、経済的にはとうてい中等教育をうけることのできない彼らであったが官費で教育が可能だった当時の師範学校は学級担任等のすすめるところもあり進学した」と韓基彦^(ハンキヤン)が言っている³⁵⁾。彼らは差別的な養成制度、そして教員になっての差別待遇の中で、さらに厳しく植民地の矛盾を感じとつていていたことであろう。1934年における今井田政務総監の訓示、教員の運動に対する恐れが思い起こされる（Ⅱ.D）。

IV 今の私たちにとって ——結びに代えて——

本論文では、まず日本の朝鮮植民地支配の意図に沿った「教育」支配の流れを見た。その「教育」には、総督府の朝鮮人「利用」の意思が、各々の時点で朝鮮を取り巻く国際情勢の変化、国内情勢の変化等によってその形を少しずつ変えながらも、端的に表わされていた。その「教育」制度の性格を明らかに示しているのが、教員養成制度であつて、教員雇傭と結びついていたために、極めて明確な差別二本立て体制となっていた。朝鮮人教員の養成は、日本人より低い資格となるように短い年限で

あり、かつその「教育」の中では、当時の総督府の「教育」意図に沿ったものが重視されていた。

このような日本人、朝鮮人教員の二層構造の中で、まず我々の目に入るのは、その植民地特権により横専する「植民者」としての日本人教員の姿であった。歪められた朝鮮文化観を背景に、彼らはその地に住む人々とは経済的にも離れた地位にあり、その地の人々の生活とはきり結ぶことなく、その「教育」を行なっていた。反対に同じく師範教育の中を通ってきてても、差別され、かつ朝鮮民族の一員として生きていた朝鮮人教員の中には目覚ましい発言をなしているものがあった。

さて、このような日本人の姿、あるいは日本が押しつけた「教育」の在り方は、今の私たちにとって、日本にいる私たちにとって、無縁のものと言えるだろうか。

彼ら植民地朝鮮における教員の姿は、日本人教員の流入においても見たように、あるいはその形成過程全てがそうであったように、決して日本国内の状況、その「教育」の状況と無関係ではなかった。本論文においては十分に触れ得なかつたが、この時期、逆に日本国内には朝鮮人の子どもたちがいた。彼ら日本にいる朝鮮人の子どもたちに向かった教員の姿は、朝鮮における日本人教員の姿と同じものがあつたのではないだろうか³⁶⁾。

朝鮮人の子どもは今も日本にいる。彼らに向かう日本人の姿にも、かつて朝鮮にいた日本人の姿と通じるものがあるのではないだろうか。彼らにとって、そして私たちにとって、この教育の構造は今も続いていると言えるのではないだろうか³⁷⁾。

「一視同仁」の名の下に作られた「差別的制度」は、本来単に量的な面だけでなく、質的な面でも問われなければならないものである。けれども同時代の人間に質がどこまで見えていたかはわからない。しかし、当時の人間にも量的な問題、少なくとも「制度」的な違いは見えたことであろう。しかし、今彼らの姿をとらえるならば、彼らにとってその違いは当然のことになり、かつ彼らはそれを利用しようとしていた。人々は何故、そのような感性を持っていくのか、そのような差別的な体制の中に人々が組み込まれていく過程が、今後さらに明らかにされねばならない。

（指導教官 牧柾名教授）

注

- 1) 弓削幸太郎『朝鮮の教育』自由討究社、1923、大野謙一『朝鮮教育問題管見』朝鮮教育会、1936、雑誌『朝鮮』掲載の諸論文、朝鮮総督府『施政二十五年史』、1935、同『施政三十年史』、1940、中、「教育」の項、等。
- 2) 弓削、前掲書、p.69。

3) 三者を対照してみれば次の通り。

1895年漢城師範学校教育の要旨

(『漢城師範学校規則』第13条)

- 1 精神を鍛錬し徳操を磨励するは教員に重要なところであるが故に学生をして平素に比の用意することを要す。
- 2 尊王愛國の志気に富むは教員の重要なところであるが故に学生をして平素に忠孝の大義を明らかにし、国民の志操を振起するを要す。
- 3 規律を守り秩序を保ちて師表たる威儀を具うるは教員に重要なところであるが故に学生をして平素に長上の命令と訓誨に服従し起居と言動の正しきを要す。
- 4 身体の健康は成業の基本なる故に学生をして平素衛生に留意し体操を勉め健康を増進することを要す。
- 5 教授の方法は教員に適切な故に、小学校教則に副うを主旨とする。

1906年師範学校教育の要旨

(『師範学校令施行規則』第4条)

- 1 精神を鍛錬し徳行を磨励するは教員たる者の一番重要な急務である故に学生をしてつねに注意し精神と徳行を養成させることとす。
- 2 尊君愛國の志気に富むは教員たる者の最も重要な急務である故に学生をしてつねに忠孝の大義を崇尚し国民の志操を振起せしむることとす。
- 3 規律を守り秩序を保ち師表たる威儀を備えるは教員たる者の要務であるが故に学生をして長者の命令と訓誨に服従し、言語と動作を正直になさしむることとす。
- 4 身体の健康は作業の基礎なるが故に学生をして衛生に留意し体操を勉励し健康を増進せしむることとす。
- 5 教授は教員たる者に適當で普通学校の趣旨に符合せしむることとす。
- 6 教授はつねにその方法に注意し学生をして受業する時に教授する方法を解得させるに務むることとす。
- 7 言語を明確にすることは教員たる者の尤極必要なるが故に教授する時に学生をして言語を明確にし語法を練習させることに務むることとす。
- 8 学習する方法は教授にのみ偏よるべからざるが故に学生をして自修し学識を進就して技芸を研究する習慣を養成するように勉めることとす。
- 9 学科は所定の教科書に依って教授することとす。

日本1892年尋常師範学校ノ教育ノ要旨

(『尋常師範学校ノ学科及其程度改正ノ事』第9条)

- 1 寻常師範学校ニ於テハ師範学校令ノ旨趣ニ基キテ生徒ヲ教育スヘシ
- 2 精神ヲ鍛錬シ徳操ヲ磨励スルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素意ヲ此ニ用ヒシメンコトヲ要ス
- 3 尊王愛國ノ志氣ニ富ムハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素忠孝ノ大義ヲ明カニシ国民タル志操ヲ振起セシメンコトヲ要ス
- 4 規律ヲ守り秩序ヲ保チ師表タルヘキ威儀ヲ具フルハ教員タルモノニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素長上ノ命令訓誨ニ服従シ起居言動ヲ正シクセシメンコトヲ要ス
- 5 身体ノ健康ハ業ヲ成ス基ナリ故ニ生徒ヲシテ平素衛生ニ留意シ体操ヲ勉メ健康ヲ増進セシメンコトヲ要ス
- 6 教授ハ教員タルヘキ者ニ適切ニシテ小学校教則大綱ノ旨趣ニ副ハシコトヲ旨トスヘシ
- 7 教授ハ常ニ其方法ニ注意シ生徒ヲシテ業ヲ受ク際教授ノ方法ヲ会得センメンコトヲ務ムヘシ
- 8 言語ノ明瞭正確ナルハ教員タル者ニアリテハ殊ニ必要トス故ニ教授ノ際常ニ生徒ヲシテ其口述ヲ正シクシ以テ

言語ヲ練習セシメンコトヲ務ムヘシ

- 9 学習ノ法ハ偏ニ教授ノミニ憑ラシムヘキモノニアラス故ニ生徒ヲシテ常ニ自ラ学識ヲ進メ技芸ヲ研ク習慣ヲ養ハシメンコトヲ務ムヘシ
- 10 学科ハ規定ノ教科書ニ基キテ教授セシコトヲ要ス
- 4) 朝鮮史研究会編『朝鮮の歴史』三省堂, 1974, p.194。
- 5) 『朝鮮総督府極秘資料(大正6(1917)年刊)朝鮮の保護及び併合 改編復刊』社団法人友那協会, 1956, p.203。
- 6) 弓削, 前掲書, pp.85-86。
- 7) 宋建鎬『韓国現代史論』ソウル, 1979, 28面。
- 8) 杉崎綱五郎『感慨無量』『朝鮮』第85号, 1922.3, p.272。同様の記述は弓削, 前掲書, p.87等にも見られる。
- 9) 朝鮮総督府學務局『朝鮮諸学校一覧』, 1922, p.99。
- 10) 前掲『施政二十五年史』, p.171。
- 11) 前掲『諸学校一覧』, 1922, pp.97-98の在籍者数等から。
- 12) 前掲『施政二十五年史』, pp.321-322。
- 13) 同上書, p.481。
- 14) 1922年, 京城師範学校(2学年及演習科)には日本人が302人在籍したのに対し, 朝鮮人はわずか21人である。他には4年の特科(のうち第1学年)と1年の講習科をもつ忠清南道師範学校一校しかなかったが, 同校には朝鮮人のみ107人が在籍していた(前掲『諸学校一覧』, 1922, p.265-266)。
- 15) 松浦鎮次郎「朝鮮教育令の改正に就て」『朝鮮』第168号, 1929.5, p.8, 同時に「主として高等普通学校及女子高等普通学校等の卒業者を収容する演習科を置くの要ある」と述べているが,その後の日朝生徒の在籍数を見てみれば, 日本人は演習科に, 朝鮮人生徒は講習科にと, 分けられていたようである(特に演習科の2年延長後)。
- 16) 宮田節子「朝鮮における『農村振興運動』」『季刊現代史』第2号, 1973, 参照。
- 17) 大野, 前掲書, p.267。
- 18) 大野謙一「簡易学校の増設方針」『朝鮮』第241号, 1935.6, 参照。
- 19) 弓削, 前掲書, p.273。
- 20) 弘谷多喜夫, 広川淑子「日本統治下の台灣・朝鮮における植民地教育政策の比較史的研究」『北海道大学教育学部紀要』第22号, 1973, 表43による。
- 21) 朝鮮総督府『朝鮮施政に関する諭告・訓示並に演述集』, 1937, p.387。
- 22) 塩原学務局長談「朝鮮教育令の改正に就て」『朝鮮』第275号, 1938.4, p.12。
- 23) 朝鮮総督府『施政三十年史』, 1940, pp.780-781。
- 24) 同上書, p.798。
- 25) 清水虎雄「教職員の共栄團派遣に就いて」『帝国教育』第761号, 1942.3。
- 26) 例えは, 各道調査報告「勅語體本奉護美譚」『文教の朝鮮』第62号, 1930.10, 等。
- 27) ×××「朝鮮の一教員より」『新興教育』第1卷第3号, 1930.11, 岡本晃「朝鮮に於ける初等教育」『同上誌』第3卷第4号, 1932.4, 尚, 新藤東洋男らの研究により, 前者の記事は, 後に「教育労働者組合事件」として有罪の判決を受ける上甲米太郎によるものであることが明らかにされた(新藤, 池上親春『日本帝国主義の植民地教育と闘った在朝日本人教師の闘いの記録』人権民族問題研究会, 1966)。
- 28) 例えは, 「『高級教員整理し授業料を減免せよ』月給少なくし朝鮮人使え 各地学議員(学校費評議員)の絶叫」『東亜日報』1931年3月28日字。

- 29) ごく大まかに、朝鮮内で養成された日本人教員数を推算し、日本からの日本人教員の流入を推算してみる。前掲『諸学校一覧』には、卒業者数ではなく、各年度5月末の学年別在籍生徒数しか記されていない。今、1939年版をとって考える。1934年から1939年までは男女別かつ日本人朝鮮人別にその生徒数が記されている。それ以前は、男女日朝総計の数字が記されているだけである。そこで、1921年から29年までは、官立師範学校は京城師範学校一校であり、また日本人生徒は、ほとんど同校に在学したので『京城師範学校総覽』(1929年)の数字によることとし、1930年から33年までは便宜上1934年の全入学者として、第一学年在籍者数を総合計し、それから1939年の全在籍者数を引いてみる。尚、京城師範の普通科生徒は後に演習科生徒として、重ねて第一学年に数えられるので、毎年65人として、1939年演習科入学する1934年普通科入学者までを差し引く。このようにして、1939年当時において、朝鮮内で資格を得た日本人教員は男で4550人、女で850人より多いとは言えないだろう。一方で同年の統計によれば、官立及び公立の日本人朝鮮人の小学校の日本人訓導はすべて合せて男8065人、女1158人である(うち日本人小学校に勤務する者2412人)。このようにして、男女合わせて、1939年において、どんなに少なくとも3800人は日本から渡ってきた日本人教員がいなければならない。朝鮮内養成の教員の転職その他を考えれば、4000人はまちがいなく超えている。現に1932年の新義州公立普通学校の例でみてみると、日本人教員10名のうち、朝鮮内で資格を得たものは3人しかいない(国立教育研究所所蔵、新義州公立普通学校『学校経営』付表、1932、による)。この割合でいえば、日本からの流入教員数は、5000人を超すとも、6000人を超すとも考えられる。しかも、朝鮮内で資格を得たものには、一年内外の演習科等をも含んでいる。
- 一方で同年の日本国内の小学校教員数は、27万8987人であるから(『日本近代教育史事典』平凡社、1971)、朝鮮流入日本人教員数を5000人とすれば、その1.8%にあたる。ちなみに、同年の朝鮮人訓導は7824人、「その他」とさられる職員が朝鮮人の場合は1192人、日本人の場合は686人いる。
- 30) 例えは、徐光寿「朝鮮教育上最も留意すべき点」『朝鮮』第85号、1922. 3. カラ「小学校教科書統一問題—特殊性をとどめるのは当然」『朝鮮日報』1938年12月3日字(『朝鮮日報名社説五百選』1972、462-463面), 等。
- 31) 小沢「同化教育の歴史」『国民教育研究』No. 35, 1966, 8。
- 32) 梶井陟「朝鮮語獎励規定」『季刊三千里』第12号、1977。
- 33) もっとも単に言葉を知っているだけでは十分ではない。朝鮮語を身につけた真面目で熱心な教員たちの中には、その朝鮮語を修身、国語(日本語)の授業に用いるものがいた。例えは植民地における教員の姿をはげしく指弾した上甲米太郎も、その初期においては修身の授業を朝鮮語で行なっていた(新藤、池上、前掲書、P.30)。当時の社会の中で、与えられた「教育」内容を教えこむことは、上級学校への進学、あるいは社会に出るにあたって確かに力だった。しかし、それは同時に子どもたちを植民地体制に組み入れることを意味した。
- 34) 例えは、跌坐、立膝、葬式の際の空泣、他人の田畠の通過、山より木を探り来ること、等、風俗の違い、あるいは自他、所有の概念の相違もすべて朝鮮人による悪影響となる。日本人に対し、無視し、觀察し、若干の抵抗をなせばすべて悪となるし、資本主義体制のほぼ固まった日本と、植民地経済下の朝鮮における貯蓄の意味を考えずに、貯蓄心の欠乏を言ったりしている。
- 35) 韓「日帝의同化政策와韓民族의教育的抵抗(日帝の同化政策と韓民族の教育的抵抗)」『亜細亜問題研究所、日帝下의韓国研究叢書I、日帝의文化侵奪史』ソウル、1970、94-95面。
- 36) 小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』亜紀書房、1973、等参照。
- 37) 小沢、前掲書、
同「在日朝鮮人教育実践論・序説」東京都立大学人文学部『人文学報』第150号、1981、3、
李仁夏『寄留の民の叫び』新報出版社、1979、等参照。